

## 「ビシッと Golf」規約

本規約は、「ビシッと Golf」（以下「本サークル」といいます。）が運営する、または本サークルがゴルフ場若しくはゴルフ練習場等を運営する第三者と連携して運営する「TK GOLF Lab」をご利用していただくにあたり、本サークルに入会された会員様（本規約所定の手続きを経て契約を締結された方をいい、以下「会員様」といいます。）との基本的な約束事項を定めたものです。

なお、本サークルの実施場所（以下「会場」といいます。）毎に定める規約に本規約と異なる定めがあるときは、会場毎の規約を優先し適用いたします。

### 第1条（名称）

本サークルは、「ビシッと Golf」と称し、「TK GOLF Lab」への参加を通じてゴルフの技量・マナーの向上および普及発展を理念とします。

### 第2条（サークル活動の目的）

- （1） 「TK GOLF Lab」への参加を通じてゴルフの技量及びマナーの向上に励み、ゴルフ練習場、ゴルフ場においてサークルの一員としてマナーを率先して守ります。
- （2） 本サークル会員が主体的に企画する練習会やラウンドイベントへの参加を通じ、ゴルフ仲間との友好を深めていきます。
- （3） ボランティア活動などを通じて地域や社会貢献に努めます。

### 第3条（会員資格）

本サークルへの入会は、「TK GOLF Lab」メンバーの紹介およびHP等の媒体を通じ入会希望の申し出をした個人であり、下記に記す参加資格をすべて順守することを誓約し、第4条に定める本サークル運営幹事の承認をもって入会承認された方のみとします。

- （1） 本サークルの掲げる理念を理解し、マナー方針を順守すること。
- （2） 1年間のうちに「TK GOLF Lab」もしくは本サークルイベントに3回以上出席できる方。
- （3） 入会申し込み時点で60歳までの方。
- （4） ゴルフ保険に加入していること、もしくは個人賠償特約が付保されている保険に加入していること。
- （5） 入会申込書その他本サークルに提出した書面や提供した情報に虚偽がないこと。
- （6） 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合に、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていること。
- （7） 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ず

る者を意味します。)でないか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていないこと。

(8) 医師等に運動を禁じられていないこと。

#### 第4条 (サークル運営幹事)

本サークルは、以下の6名を運営幹事とし運営します。

・運営幹事

幹事代表	井田 崇
幹事代表	石垣 直也
幹事	田中 一生
幹事	横関 憲一
幹事	矢内 布美子
幹事	菊池 潤

#### 第5条 (会費等)

- 1 「ビシッと Golf」は、非営利の社会人ゴルフサークルとして、本サークルへの入会金・会費を徴収しないものとします。
- 2 本サークルメンバーが企画運営するイベントにおいて企画者が設定する参加費等はイベント運営費として徴収する場合があります。この場合において、イベント運営費等をお支払いいただけない場合には、当該イベントへの参加利用ができないものとします。

#### 第6条 (禁止事項)

会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると運営幹事会が判断する行為をしてはいけないものとする。

- ① 本規約ならびに本スクールまたは会場である練習場が定める諸規則に違反する行為
- ② 危険な行為、暴力行為
- ③ 迷惑行為、秩序を乱す行為、酒を飲んでの本サークルの利用
- ④ 施設、備品、器具等を損壊するまたは持ち出す行為
- ④ 営業行為、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑤ 会員としての権利を第三者に使用させる行為
- ⑥ 事前に許可を得ることなく、写真撮影、録画、録音する行為
- ⑦ 法令や公序良俗に反する行為
- ⑧ 危険物の持ち込み

- ⑨ その他、本サークルの会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第7条（退会・除名）

- 1 本サークルからの退会を希望する場合は、自らその旨を本サークル幹事に通知することとします。通知は基本的にはメールまたは文書により行うものとします。
- 2 本サークルへの所属については、本サークル活動への参加状況を運営幹事にて定期的に確認し、下記に該当する場合には運営幹事の過半数の同意をもって退会もしくは除名とさせていただきます。除名となった場合には以後の再入会は認めません。
  - (1) 特段の事情が無く1年間に渡り「TK GOLF Lab」または本サークル主催のイベント企画への参加が無いと運営幹事が判断する場合。
  - (2) 本サークル会員および関係者から複数のクレームや苦情があり、本サークル会員としてふさわしくない各号の行為があると運営幹事が判断する場合。
    - ① 公序良俗に反する言動を行うこと
    - ② 各種ハラスメント行為など社会人として一般常識の欠如した言動を行うこと
    - ③ 相手に対して不快感を与える言動を繰り返し行うこと
    - ④ ラウンド中に過度の飲酒により酩酊状態となること
    - ⑤ 喫煙場所以外の場所で喫煙を行うこと
  - (3) 本サークルからの重要な連絡に対し、再三の連絡があるにもかかわらず連絡が取れないまたは回答をしない場合。
  - (4) 入会時に申告していた情報に虚偽事項があった場合。
  - (5) 賭博とみなされる行為、もしくはそれに類する行為をなした場合。
  - (6) 反社会的行為、反社会的勢力と関係があると運営幹事が判断した場合。
    - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力および反社会的勢力の構成員またはその関係者
    - ② 暴力あるいは暴力的脅迫によって自己の私的な目的を達しようとする場合
  - (7) 私的な営業、宣伝、広告、勧誘、その他運営幹事の許可の無い営利を目的とする行為を行ったとみなされる場合

#### 第8条（権利侵害の禁止）

- (1) 本サークル会員は、インターネットやSNS等で情報を公開する場合には、他の会員及び第三者の知的所有権・名誉・信用または、その他の権利を侵害しないものとします。
- (2) 前項に規定する権利が、その権利者の許可なしに使用されている場合、当該会員はこれによって生じる法的責任のすべてを負担するものとし、本団体は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（個人情報の管理）

- 1 入会時に申告された会員の登録情報は運営幹事が管理をし、運営幹事とスクール練習場及び「TK GOLF Lab」専任講師を除く第三者に開示しないものとします。ただし、退会または除名となると同時に保管されている個人情報は破棄しますが、除名となった個人の名前は今後のメンバー管理のために記録を残させていただきます。
- 2 本サークル利用中に本サークルが撮影する会員の写真または動画（以下「画像等」といいます。）について、会員は本サークルの活動等に使用することがあることについて同意するものとします。

#### 第10条（臨時対応等）

災害や悪天候、疾病、会場設備のメンテナンス、運営幹事の体調不良等その他やむを得ない場合には、臨時に休業等をする場合があります。

#### 第11条（変更）

- 1 本規約の変更、改廃は、運営幹事会の決定に基づき都度変更することができるものとし、会員は、その決定に従うものとする。
- 2 前項の場合において、運営幹事会は、必要に応じて、会員に意見を徴するものとする。

#### 第12条（損害賠償）

- 1 本人又は第三者に生ぜしめた人的・物的事故については、本サークル及び運営幹事各位においては一切損害賠償の責を負いません。
- 2 貴重品の管理は会員の責任とし、サークル活動に際し、紛失・盗難等について、本サークル及び運営幹事各位においては一切の責を負いません。<sup>1</sup>

#### 第13条（管轄裁判所）

本サークルの利用および本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第14条（施行）

本規約は令和2年10月1日より施行するものとする。

(以上)